

亀岡駅北1号公園 他3公園 指定管理者募集要項

令和8年 7月

亀岡市 まちづくり推進部 都市整備課

亀岡駅北1号公園 他3公園 指定管理者募集要項

1【施設の概要】

- (1) 名 称 亀岡駅北1号公園 他3公園
- (2) 所 在 地 亀岡駅北1号公園：亀岡市追分町一本木、下島地内
亀岡市亀岡駅北1丁目地内
亀岡駅北2号公園：亀岡市追分町中河原、一本木地内
亀岡市亀岡駅北1丁目地内
亀岡駅北3号公園：亀岡市亀岡駅北1丁目地内
亀岡駅北4号公園：亀岡市余部町清水、古川地内
亀岡市亀岡駅北2丁目地内
- (3) 施設概要 敷地面積 13,542.41㎡（4箇所合計）
公園施設 園路、休憩施設、フットサル場、スケートボード広場、駐車場等

2【申請することができる団体の資格】

次の要件を満たす法人又は団体であること。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②亀岡市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- ④会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- ⑤代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- ⑥共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。
- ⑦市内に営業拠点を有する又は令和9年4月1日時点で有する予定のある事業所であること。（当指定管理にあたり、占有する事務室を営業拠点とすることはできません。）
- ⑧公園管理に係る業務（施設の維持管理・緑化推進・土木等）に精通し、不測の事態にも迅速かつ適切な対応ができること。
- ⑨消費税の適格請求書保存方式（以下「インボイス制度」という）における適格請求書発行事業者として登録を受けた団体、又は指定管理業務開始までに登録を受ける団体等。

3 【提出期間及び提出先】

(1) 提出期間 令和8年7月16日から令和8年8月17日までの日（休日を除く）の午前9時00分から午後4時30分まで。

※紙媒体及び電子データ（ワード・エクセル形式）で提出。

※紙媒体は持参又は郵送【令和8年8月17日必着】

※FAXでの提出は認めません。

※電子データは電子メールでの提出も可とする。

(2) 提出先 亀岡市まちづくり推進部 都市整備課 公園緑地係

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

電話 0771-25-5071（直通）

電子メール：tosi-seibi@city.kameoka.lg.jp

4 【選定の基準】

次に掲げる事項を総合的に審査のうえ指定管理者として選定します。なお、指定管理者は、亀岡市議会の議決を経て決定（指定）されます。

(1) 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、亀岡駅北1号公園 他3公園の管理を効果的かつ効率的に行うことができ、管理に係る経費の縮減が図れるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 緑地植栽、便益施設及び運動施設等の専門知識に加え、関連法令を熟知し、総合的な管理運営能力を有すること。

5 【指定管理者が行う管理の基準】

(1) 亀岡駅北1号公園 他3公園における施設の機能を十分達成すること。

(2) 都市公園有料施設の円滑な運用及び利用向上を図ること。

(3) 組織的・効率的・経済的に業務を遂行すること。

(4) 業務計画を策定し、計画的に管理を行うこと。

(5) 都市公園法、亀岡市都市公園条例、同施行規則及び都市公園有料公園施設使用規則を遵守し、管理を行うこと。

(6) 公共的使命が重大であることを念頭におき、労働関係法令、その他の関係法令を熟知し、法令に違反することのないよう業務管理を十分行い、業務について、一切の責任を負うこと。

(7) 利用者及びそれに類する個人情報管理について、特に慎重に行い、漏洩等のないようにし、管理については一切の責任を負い、この情報

を他の業務に使用せず適正に区別すること。

(8) 利用者の利便と良好な施設の維持管理を図り、体育振興に努めること。

6【指定管理者が行う具体的な業務の範囲】

- (1) 亀岡駅北1号公園 他3公園の管理運営に関する業務
- (2) 亀岡駅北1号公園 他3公園の使用に関する付随業務（使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等）
- (3) 亀岡駅北1号公園 他3公園の施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る。）及び安全に関する業務
- (4) 亀岡駅北1号公園 他3公園の管理に関する業務で、市長が必要と認める業務
- (5) その他、別添仕様書に定めるとおり

7【指定管理料】

亀岡駅北1号公園 他3公園の運営に係る経費として亀岡市は、指定管理者に対して指定管理料を支払います。指定管理料の想定上限額は次のとおりです。

令和9年度～令和12年度：70,000千円

各年度の設定目安金額は以下のとおりです。

令和9年度	17,500千円
令和10年度	17,500千円
令和11年度	17,500千円
令和12年度	17,500千円

※応募される団体は、この上限額以下の金額で指定管理料を提案してください。なお、選定にあたっては、提案のあった指定管理料も評価の対象となります。

※指定管理料は、申請の際に提出された収支予算書（別添様式3-1、3-2）及び実際の施設利用状況等を基に会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに亀岡市の予算の範囲内で、亀岡市と指定管理者が協議を行い決定します。

8【利用料金】

亀岡駅北1号公園 他3公園の施設利用料金を指定管理者の収入として収受することとなります。指定管理者は施設の利用料金を事業の充実のために使用することができます。

指定管理者が利用料金を定めるにあたっては、条例で定められた範囲内で、市長の承諾を得ることが必要であり、指定管理者が完全に自由な形で利用料金を決定することはできません。また、減額・免除の規定についても条例及び規則で定められています。

9【指定の期間】

原則として、令和9年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認める場合は指定を取り消すことがあります。

10【申請書類】

(1) 亀岡市公の施設の指定管理者指定申請書 (別記様式)

(2) 添付書類

① 亀岡駅北1号公園 他3公園の管理に係る事業計画書 (別添様式2)

② 亀岡駅北1号公園 他3公園の管理に係る収支予算書

(別添様式3-1, 3-2)

※年度毎に作成してください。

※消費税は10%で収入・支出を積算してください。

③ 定款、寄付行為、規約等の写し

④ 法人にあっては、登記簿の「現在事項全部証明書」

(申請日前3ヶ月以内に発行されたもの)

⑤ 活動実績及び経営状況を記載した書類 (団体における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類及び貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類)

※現在、指定管理者として当該施設を管理している申請者においては、管理施設に係る過去3年間 (令和5年度～令和7年度) の収支についても添付してください。

(3) 納税証明書 (国、都道府県、市町村等納税義務のある全て)

(4) 団体役員名簿

役職、氏名 (フリガナ)、性別、住所、生年月日を記したもの (別添様式5)

(5) その他市長が必要と認める書類

※ (1) ～ (5) をセットしたものを12部提出してください。

※ (1)、(2) - ④、(3) は、12部のうち原本1部、写し11部としてください。

11【現地説明会の開催】

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、団体等の名称及び参加する方の氏名を令和8年7月24日 (金) 午後4時30分までに連絡してください。

(1) 開催日時 令和8年8月4日 (火) 午前10時から1時間程度

(2) 開催場所 亀岡市役所6階 602会議室

1 2 【質問事項】

- (1) 受付期間 令和8年8月7日（金）午後4時30分まで
- (2) 受付方法 亀岡駅北1号公園 他3公園管理運営に関する質問書（別紙様式4）に記入のうえ、郵送又は持参してください。
- (3) 提出先 亀岡市まちづくり推進部 都市整備課 公園緑地係
〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地
電話 0771-25-5071（直通）
- (4) 回答方法 質問事項に関する回答は、令和8年8月13日から令和8年8月14日までの間に亀岡市まちづくり推進部都市整備課公園緑地係の窓口で一括して公表します。

1 3 【選定結果】

選定結果は、各応募者へ文書で通知します。

1 4 【添付資料・様式】

- (1) 亀岡市公の施設の指定管理者指定申請書（別記様式のとおりに）
- (2) 亀岡駅北1号公園 他3公園指定管理者事業計画書
（別添様式3-1, 3-2のとおりに）
- (3) 亀岡駅北1号公園 他3公園管理業務の収支予算書
（別添様式3のとおりに）
- (4) 亀岡駅北1号公園 他3公園管理運営に関する質問書
（別添様式4のとおりに）
- (5) 団体役員名簿（別添様式5のとおりに）
- (6) 亀岡駅北1号公園 他3公園仕様書（別添のとおりに）

1 5 【その他】

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 申請に要する費用はすべて申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により原則開示します。
- (4) 申請にあたっては、提出いただいた団体役員名簿を、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う者であることを確認するために使用することに、同意があったものとみなします。
- (5) 申請内容の聞き取りのため、令和8年10月上旬頃に開催を予定する「亀岡市公の施設の指定管理者選定委員会」に出席いただく場合があります。
- (6) 委託料の支払いは4期に分割し、第1期に全体の40%、残りの3期は各20%支払うものとする。

1 6 【問い合わせ先】

亀岡市まちづくり推進部 都市整備課 公園緑地係

電話 0771-25-5071（直通）

FAX 0771-23-5000

電子メール：tosi-seibi@city.kameoka.lg.jp